審査基準及び標準処理期間

所属名	京都府水産事務所	漁政課	漁港漁場担当
内線番号	76		

No.	項	目	内容
1	処分名		特定漁港漁場整備事業の施行のための他人の土地等への立入許可
2	法令名		漁港漁場整備法
3	法令番号		平成25年法律第137号
4	根拠条項		第24条第1項
⑤	処分権者		京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
6	法令の定め		・第24条第1項 特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。
7	審査基準		・漁港漁場整備法施行規則第6条の2 法第24条第1項 後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り 等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を 記載した申請書を都道府県知事(漁港漁場整備法施行令(以下「令」と いう。)第28条第1項 の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあ つては、市町村長)に提出しなければならない。
8	経由機関名		
9	協議機関名		
10	標準処理期間		(⑪合計期間)申請のあった日から60日以内
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	申請のあった日から60日以内
12	問合せ		京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)
13	備考		京都府漁港管理規則第2条第1項(1)に定める様式にて申請のこと。